

A 不動産の表示

1. 土地

所 在		地 番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	持 分
1.	野田市木間ヶ瀬字立山	742 番 7	宅地	144.29 ㎡	1/1
2.		番		㎡	
3.		番		㎡	
4.		番		㎡	
5.		番		㎡	
合 計 (1 筆)					144.29 ㎡
実測面積		㎡			
土地の売買対象面積		☒ 1. 登記簿(公簿)面積による ☐ 2. 実測面積による ☐ 3.			
土地に関する 測量図面	☐ 1. 確定測量図	※確定測量図とは、全ての隣接地(道路を含む)について隣接地所有者等の立会い(境界確定)を得て、資格ある者により作製されたものをいいます。		☐ 1. 年 月 日付 作製者:	
	☐ 2. 現況測量図	※現況測量図とは、国または地方公共団体等が所有または管理する道路との境界を除き、隣接地所有者等の立会いを得て、資格ある者により作製されたものをいいます。		☐ 2. 残代金支払日までに買主に交付 ☐ 3. 作製・交付予定なし	
	☒ 3. 地積測量図	※地積測量図とは、分筆登記等の際に添付される測量図で、法務局に申請書類として保管されているものですが、確定測量図であるとは限りません。		☐ 1. 平成 3 年 7 月 2 日付 ☐ 2. (なし)	
	☐ 4. その他				
権利の種類		☒ 1. 所有権 ☐ 2. 借地権 (☐ 地上権・ ☐ 賃借権)			
借地権の場合 借地対象面積		ー ㎡ ※借地契約の内容等は、別紙「借地契約書」に記載しています。			

2. 建物

所 在	野田市木間ヶ瀬字立山 742番地7		家屋番号	742番7
住居表示	野田市木間ヶ瀬742番地7		附属建物	()
種 類	居宅	構 造	木造スレート葺2階建	
床 面 積	☒ 1. 登記簿	1階 54.65 ㎡・ 2階 44.71 ㎡・ 階 ㎡・ 階 ㎡・		
	☐ 2.	階 ㎡・ 階 ㎡・ 階 ㎡ 合計 99.36 ㎡		
建築時期	☒ 平成 10 年 6 月 19 日新築 (年 月) ・ ☐ 不詳			
未登記建物	☒ 無 ・ ☐ 有 → 有の場合 ()			

(1) 都市計画法に基づく制限

4/14

(2) 建築基準法に基づく制限

(※法:建築基準法)

① 用途 地域	☐ 1.第1種低層住居専用地域	☐ 6.第2種住居地域	☐ 11.準工業地域
	☐ 2.第2種低層住居専用地域	☐ 7.準住居地域	☐ 12.工業地域
	☒ 3.第1種中高層住居専用地域	☐ 8.田園住居地域	☐ 13.工業専用地域
	☐ 4.第2種中高層住居専用地域	☐ 9.近隣商業地域	☐ 14.用途地域の指定なし
	☐ 5.第1種住居地域	☐ 10.商業地域	
② 地域・ 地区・ 街区	☐ 特別用途地区		
	☐ 1.防火地域	☐ 9.風致地区	☐ 17.特定防災街区整備地区
	☐ 2.準防火地域	☐ 10.災害危険区域	☐ 18.建築協定区域
	☐ 3.新たな防火規制区域	☐ 11.地区計画区域	☐ 19.臨港地区
	☒ 4.建築基準法第22条区域	☐ 12.特例容積率適用地区	☐ 20.緑化地域
	☒ 5.高度地区 (第一種)	☐ 13.特定用途制限地域	☐ 21.生産緑地地区
	☐ 6.高度利用地区	☐ 14.高層住居誘導地区	☐ 22.()
	☐ 7.特定街区	☐ 15.駐車場整備地区	☐ 23.()
	☐ 8.景観地区	☐ 16.都市再生特別地区	☐ 24.()
	③	建築面積の敷地面積に対する割合の限度 (建ぺい率) 指定建ぺい率 60 % ☐ 本物件は建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定を受けているため、 _____ %となります。 ☐ 本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、 _____ %となります。 ☐ 本物件は建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定を受けており、かつ防火地域内の耐火建築物であることから、 _____ %となります。 ☐ (指定建ぺい率80%)本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、建ぺい率の制限はありません。 ☐ ()	
④ 建築物の延床面積の敷地面積に対する割合の限度(容積率) 指定容積率 150 % ☐ () ただし前面道路により上記容積率がさらに制限されます→ 道路幅員約 4 m × 4 / 10 × 100% = 160 %			
⑤ 壁面線の制限 (☐ 有・ ☒ 無) (有の場合の概要:)			
⑥ 外壁後退 (☐ 有・ ☒ 無) (有の場合の概要:)			
⑦ 敷地面積の最低限度 (☐ 有・ ☒ 無) _____ m ² ⑧ 建築協定 (☐ 有・ ☒ 無)			
⑨	1.絶対高さ制限 (☐ 有・ ☒ 無) (☐ 10m・ ☐ 12m・ ☐ _____ m)		
	2.道路斜線制限 (☒ 有・ ☐ 無) 3.隣地斜線制限 (☒ 有・ ☐ 無) 4.北側斜線制限 (☐ 有・ ☒ 無)		
⑩	日影による中高層の建築物の制限 (☒ 有・ ☐ 無) (一 種) 3 h - 2 h 測定高 4 m		
⑪	地方公共団体の条例等による制限		
⑫	私道の変更または廃止の制限 (☐ 有・ ☒ 無)		

⑬ 敷地等と道路との関係

接道方向	公道・私道の別	種 類	幅 員	接道の長さ
1. 南東 側	■ 公道 ・ □ 私道	下記種類 3 番	4.0 m	10.5 m
2. 側	□ 公道 ・ □ 私道	下記種類 番	m	m
3. 側	□ 公道 ・ □ 私道	下記種類 番	m	m
4. 側	□ 公道 ・ □ 私道	下記種類 番	m	m

道路位置指定(道路の種類5番) 年 月 日 第 号

道路境界線後退(セットバック)による建築確認対象面積の減少 (■ 無 ・ □ 有 → セットバックする部分の面積 m²)

※道路内では、建築等の土地利用はできません

条例による制限
 ≪路地状敷地(敷地延長)の制限、すみ切りの制限規定 等≫ (■ 無 ・ □ 有 →)
 路地状部分の長さ m ・ 路地状部分の幅員 m

道路の種類

☐ 1 道路法による道路(法第42条第1項第1号道路)
☐ 2 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法による道路(法第42条第1項第2号道路)
☒ 3 既存道(建築基準法第3章適用の際に、現に存するもの)(法第42条第1項第3号道路)
☐ 4 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法の事業による計画道路(2年以内に事業が執行予定、特定行政庁の指定あり)(法第42条第1項第4号道路)
☐ 5 土地を建築物の敷地として利用するため、上記1～4の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの(位置指定道路)(法第42条第1項第5号道路)
☐ 6 上記3の既存道のうち、幅員が4m(または6m)未満のもので特定行政庁が指定したもの(法第42条第2項道路)
☐ 7 ()
☐ 8 建築基準法上の道路に該当しない通路(建築確認不可)

※都市計画区域、準都市計画区域内では、原則として上記道路の種類1～7の建築基準法上の道路に2m以上接していない(接道義務を満たしていない)場合には、建築できません(建築確認不可)。なお、接道義務を満たしていない場合には、現在建築物が建っている場合、原則として増・改築、再建築はできません。

【前面道路について】市道93774号 幅員4m認定済み

敷地等と道路との関係図(概略図) ☐ 下記に記載 ・ ■ 別紙参照 ・ □ その他 ()

(3) 都市計画法、建築基準法以外の法令に基づく制限

1. 土地区画整理法に基づく制限 (☐ 有・ ☒ 無)			
① 土地区画整理事業 ☐ 計画有・ ☐ 施行中 (☐ 仮換地・ ☐ 換地・ ☐ 保留地)			
名称:			
② 仮換地指定 (☐ 未・ ☐ 済:平成 年 月 日)			
③ (仮)換地・保留地の街区番号等:			
④ 換地処分公告 平成 年 月 日(予定)		⑤ 仮換地図等 (☐ 有・ ☐ 無)	
⑥ 清算金の徴収・交付 (☐ 有・ ☐ 無・ ☐ 未定) →有の場合 (☐ 徴収・ ☐ 交付)			
(金額: ☐ 未定・ ☐ 確定金 円) (帰属先: ☐ 売主・ ☐ 買主)		⑦ 建築等の制限 (☐ 有・ ☐ 無)	
☐ 2.古都保存法	☐ 14.近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	☐ 27.都市公園法	☐ 43.道路法
☐ 3.都市緑地法		☐ 28.自然公園法	☐ 44.全国新幹線鉄道整備法
☐ 4.生産緑地法	☐ 15.流通業務市街地整備法	☐ 29.首都圏近郊緑地保全法	☐ 45.土地収用法
☐ 5.特定空港周辺特別措置法	☐ 16.都市再開発法	☐ 30.近畿圏の保全区域の整備に関する法律	☐ 46.文化財保護法
☐ 6.景観法	☐ 17.沿道整備法	☐ 31.都市の低炭素化の促進に関する法律	☐ 47.航空法 ☐ (自衛隊法において準用する場合を含む。)
☐ 7.大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	☐ 18.集落地域整備法	☐ 32.水防法	☐ 48.国土利用計画法
☐ 8.地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	☐ 19.密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	☐ 33.下水道法	☐ 49.廃棄物の処理及び清掃に関する法律
☐ 9.被災市街地復興特別措置法	☐ 20.地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	☐ 34.河川法	☐ 50.土壌汚染対策法
☐ 10.新住宅市街地開発法	☐ 21.港湾法	☐ 35.特定都市河川浸水被害対策法	☐ 51.都市再生特別措置法
☐ 11.新都市基盤整備法	☐ 22.住宅地区改良法	☐ 36.海岸法	☐ 52.地域再生法
☐ 12.旧市街地改造法(旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。)	☐ 23.公有地拡大推進法	☐ 37.津波防災地域づくりに関する法律	☐ 53.高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律
☐ 13.首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	☐ 24.農地法	☐ 38.砂防法	☐ 54.災害対策基本法
	☐ 25.宅地造成等規制法	☐ 39.地すべり等防止法	☐ 55.東日本大震災復興特別区域法
	☐ 26.マンションの建替え等の円滑化に関する法律	☐ 40.急傾斜地法	☐ 56.大規模災害からの復興に関する法律
		☐ 41.土砂災害防止対策推進法	
		☐ 42.森林法	

3. 私道に関する負担等に関する事項

(1) 対象不動産に含まれる私道に関する負担の内容

負担面積	(☐ 有 ・ ☐ 無)	(持分)
負担金の有無	(☐ 有 ・ ☐ 無)	
建築基準法第42条第2項により後退(セットバック)する面積	m ²	

(2) 対象不動産に含まれない私道に関する事項 (☐ 有 ・ ☐ 無)

所有者	住 所	
	氏 名	
利用の条件等		

4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	配 管 等 の 状 況	施設の整備予定及び負担金等
① 飲用水	☒ 1.公営水道 ☐ 2.私営水道 ☐ 3.井戸	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 50 mm) 敷地内引込管 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 20 mm) 私設管の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☒ 無 ・ ☐ 有 平成 年 月頃 円
② 電 気	小売電気事業者名 東京電力	☐ 特定の電力小売事業者と供給契約を締結しなければならない場合、その事業者の連絡先等 住所: 連絡先: ()	☒ 無 ・ ☐ 有 平成 年 月頃 円
③ ガ ス	☐ 1.都市ガス (ミライブ株) ☐ 2.個別プロパン ☒ 3.集中プロパン	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 50 mm) 敷地内引込管 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 mm) プロパンガスの場合宅地内配管設備等の所有権はプロパンガス販売業者に (☒ 有 ・ ☐ 無)	☒ 無 ・ ☐ 有 平成 年 月頃 円
④ 汚 水	☒ 1.公共下水 ☐ 2.個別浄化槽 ☐ 3.集中浄化槽 ☐ 4.側溝等 ☐ 5.浸透式	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 250 mm) 私設管の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 150 mm) 浄化槽の設置 (☐ 既設・ ☐ 可・ ☐ 不可) 個別浄化槽の (☐ 1.埋設管・ ☐ 2.側溝・放流先 ☐ 3.浸透式)	☒ 無 ・ ☐ 有 平成 年 月頃 円
⑤ 雑排水	☒ 1.公共下水 ☐ 2.個別浄化槽 ☐ 3.集中浄化槽 ☐ 4.側溝等 ☐ 5.浸透式	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 250 mm) 私設管の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無) (口径 150 mm)	☒ 無 ・ ☐ 有 平成 年 月頃 円
⑥ 雨 水	☒ 1.公共下水 ☒ 2.側溝等 ☐ 3.浸透	下水の排除方式 (☐ 1.合流式・ ☒ 2.分流式) ※合流式とは汚水・雑排水と雨水を一緒に排水する方法、分流式とは汚水・雑排水と雨水を別々に排水する方法です (浄化槽への雨水の流入はできません)	☒ 無 ・ ☐ 有 平成 年 月頃 円

※「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設および利用可能な状態にある施設をいいます。(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担の有無についても説明します。)

前面道路に50mmのガス管が埋設。ガスメーターの所有権はミライフ(株)にあります。敷地内配管については土地建物所有の所有となります。

☐ 別紙にて説明します ☒ 未完成物件または新規物件に該当しないので、説明を省略します。

建築物状況調査の実施の有無(1年以内に実施している場合) ☐ 有・☒ 無

建物状況調査の結果の概要

※は「既存の建物」のうち住宅のみ対象となります。

9/14

8. 建築確認・検査済証の交付年月日・番号等

☒ 建築確認(新築時)	平成 10 年 2 月 10 日	東001259 号
☐ 検査済証(新築時)	年 月 日	号
※ 別紙「建築台帳記載証明書」参照		

9. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	☒ 外 ・ ☐ 内 →内の場合には後記説明へ
----------	----------	---

10. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	1.土砂災害警戒区域	☒ 外 ・ ☐ 内 →内の場合には2.および後記説明へ
	2.土砂災害特別警戒区域	☐ 外 ・ ☐ 内 →内の場合には後記説明へ

11. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくり法	1.津波災害警戒区域	☒ 外 ・ ☐ 内 →内の場合には2.および後記説明へ
	2.津波災害特別警戒区域	☐ 外 ・ ☐ 内 →内の場合には後記説明へ

12. 石綿(アスベスト)使用調査の内容

照会先	☒ 売主 ・ ☐ 管理会社 () ・ ☐ 施工会社 ()
	☐ その他 ()
記録結果の有無	☐ 有 別添資料のとおり、調査の記録が保存されています(別添資料を参照下さい)。
	☒ 無 現在すでに建築されている多くの建物には、石綿(アスベスト)を含有している建材が一般的に使用されていた時期があり、対象不動産にもアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。実際は不明です。建材に含まれているアスベストは繊維が固定されているため、日常生活の中では飛散することなく、通常の使用においては健康に被害を及ぼすものではないとされています。ただし、増・改築やリフォーム、解体時にはこれらの建材のアスベストを飛散させないよう、「石綿障害予防規則」(平成17年7月1日施行)、その他の関係諸法令に則り、専門業者による適切な施工と産業廃棄物処理が必要となり、そのための費用が必要となります。

13. 耐震診断の内容 (☐ 該当する・ ☒ 該当しないので説明を省略します)

耐震診断の有無	☐ 有 ・ ☐ 無 ※耐震診断の記録がある場合、その内容は後記V備考に記載します
※当該建物の建築確認通知書(確認済証)または検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。なお、建築確認通知書(確認済証)または検査済証がない場合には、以下のとおりとなります。 ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。 ・事業の用に供する建物もしくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。	

14. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合 (☐ 該当する・ ☒ 該当しないので説明を省略します)

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	1.設計住宅性能評価書	☐ 有 ・ ☐ 無
	2.建設住宅性能評価書	☐ 有 ・ ☐ 無